

新潟県病院局管理規程第6号

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月30日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 病院局長は、次に掲げる出納その他の会計事務を処理する権限を局本庁の企業出納員に委任する。ただし、次項の規定による施設の企業出納員、次条の規定による現金取扱員及び第9条の規定による出納取扱金融機関等が行うものを除く。</p> <p>(1) ～(5) (略)</p> <p>(6) 局本庁 新潟県病院局組織規程(昭和36年新潟県病院局管理規程第3号)第2章に規定するものをいう。ただし、第5章第1節から第3節までにおいては、新潟県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年新潟県条例第65号）第11条に規定する病院を含むものとする。</p> <p>(7) ～(8) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(出納事務の委任等)</p> <p>第7条 病院局長は、次に掲げる出納その他の会計事務を処理する権限を局本庁の企業出納員に委任する。ただし、次項の規定による施設の企業出納員、次条の規定による現金取扱員及び第9条の規定による出納取扱金融機関等が行うものを除く。</p> <p>(1) 現金(現金に代えて納付される証券を含む。以下同じ。)、有価証券及び物品の出納及び保管をすること。</p> <p>(2) 支出負担行為に関する確認をすること。</p> <p>(3) 収支命令行為に関する確認をすること。</p> <p>(4) 資産、負債及び資本の増減異動に関する記録管理をすること。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 病院局長は、次に掲げる出納その他の会計事務を処理する権限を局本庁の企業出納員に委任する。ただし、次項の規定による施設の企業出納員、次条の規定による現金取扱員及び第9条の規定による出納取扱金融機関等が行うものを除く。</p> <p>(1) ～(5) (略)</p> <p>(6) 局本庁 新潟県病院局組織規程(昭和36年新潟県病院局管理規程第3号)第2章に規定するものをいう。ただし、第5章第1節から第3節までにおいては、新潟県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年新潟県条例第65号）第11条に規定する病院及び新潟県立吉田病院附属看護専門学校を含むものとする。</p> <p>(7) ～(8) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(出納事務の委任等)</p> <p>第7条 病院局長は、次に掲げる出納その他の会計事務を処理する権限を局本庁の企業出納員に委任する。ただし、次項の規定による施設の企業出納員、次条の規定による現金取扱員及び第9条の規定による出納取扱金融機関等が行うものを除く。</p> <p>(1) 現金(現金に代えて納付される証券を含む。以下同じ。)、有価証券及び物品の出納及び保管をすること。</p> <p>(2) 小切手帳の保管をすること。</p> <p>(3) 支出負担行為に関する確認をすること。</p> <p>(4) 収支命令行為に関する確認をすること。</p> <p>(5) 資産、負債及び資本の増減異動に関する記録管理をすること。</p>

(5) 次項の規定による施設の企業出納員が行った収支命令行為に関する確認事務及び局本庁における収支命令行為に関する確認事務に基づき、出納取扱金融機関に対してインターネットバンキングによる口座振替の通知を行うこと。

(6) 2以上の金融機関における預金の預け替えをすること。

(7) 同一金融機関内での預金種目の組替えをすること。

2～4 (略)

(資金前渡の範囲)

第58条 次に掲げる経費については、職員に現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができる。

(1) ～(5) (略)

(6) 官公署に対して支払う経費

(7) ～(14) (略)

(直接払)

第74条 (削除)

(小切手の記載事項)

第79条 (削除)

(6) 次項の規定による施設の企業出納員が行った収支命令行為に関する確認事務及び局本庁における収支命令行為に関する確認事務に基づき、小切手を振り出し、又は出納取扱金融機関に対してインターネットバンキングによる口座振替の通知を行うこと。

(7) 2以上の金融機関における預金の預け替えをすること。

(8) 同一金融機関内での預金種目の組替えをすること。

2～4 (略)

(資金前渡の範囲)

第58条 次に掲げる経費については、職員に現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができる。

(1) ～(5) (略)

(6) 国又は地方公共団体の機関等に対して支払う経費

(7) ～(14) (略)

(直接払)

第74条 局本庁の企業出納員は、債権者に直接支払をしようとするときは、当該債権者に対して小切手を振り出して行わなければならない。

2 局本庁の企業出納員は、前項の規定により小切手を振り出したときは、債権者から領収書を徴するとともに、速やかに出納店に小切手振出済通知書を交付しなければならない。

(小切手の記載事項)

第79条 局本庁の企業出納員は、その振り出す小切手に次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 支払金額

(2) 支払をする出納店の名称

(3) 受取人の氏名

(4) 小切手の持参人が支払を受ける旨

(5) 振出しの年月日、振出地及び支払地

(6) 会計年度、会計名及び番号

2 局本庁の企業出納員が振り出す小切手は、記名式持参人払式としなければならない。ただし、資金前渡職員又は出納店を受取人として振り出す小切手は、

記名式として指図禁止の旨を記載しなければならぬ。

(小切手等の確認)
第80条 （削除）

第80条 局本庁の企業出納員は、小切手を振り出し、又は小切手振出済通知書を発行するときは、金額の確認を行い、当該金額を記載した頭部に確認の私印を押印しなければならない。ただし、第6条第3項又は第4項の規定により代決を行う場合は、当該代決を行う者が確認の私印を押印するものとする。

(事業外現金等)

第88条 事業外現金等とは、次の各号に掲げる現金又は有価証券をいう。

(1) ～ (4) (略)

(5) その他法律又は政令の規定により保管するもの

(報告セグメントの区分)

第161条の6 報告セグメントの区分は、次に掲げるとおりとする。

(1) まつだい診療センター

(2) ～ (14) (略)

(長期継続契約を締結することができる契約)

第183条の2 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年新潟県条例第40号)第1条に規定する企業管理規程で定める契約は、次に掲げる契約とする。

(1) 次に掲げる物品の借上げに係る契約

ア～ク (略)

ク 照明器具

(2) 次に掲げる役務(年間を通じて当該役務の提供を受ける必要があるものに限る。)の提供に係る契約

ア～ケ (略)

コ 設備の保守管理

サ 電子計算機の保守管理

(3) (略)

(小切手等の確認)

第80条 局本庁の企業出納員は、小切手を振り出し、又は小切手振出済通知書を発行するときは、金額の確認を行い、当該金額を記載した頭部に確認の私印を押印しなければならない。ただし、第6条第3項又は第4項の規定により代決を行う場合は、当該代決を行う者が確認の私印を押印するものとする。

(事業外現金等)

第88条 事業外現金等とは、次の各号に掲げる現金又は有価証券をいう。

(1) ～ (4) (略)

(5) 出納店及び取納店の提供する担保

(6) その他法律又は政令の規定により保管するもの

(報告セグメントの区分)

第161条の6 報告セグメントの区分は、次に掲げるとおりとする。

(1) 松代病院

(2) ～ (14) (略)

(長期継続契約を締結することができる契約)

第183条の2 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年新潟県条例第40号)第1条に規定する企業管理規程で定める契約は、次に掲げる契約とする。

(1) 次に掲げる物品の借上げに係る契約

ア～ク (略)

(2) 次に掲げる役務(年間を通じて当該役務の提供を受ける必要があるものに限る。)の提供に係る契約

ア～ケ (略)

(3) (略)

(契約保証金)

第186条 契約を締結する者は、契約金額（次の各号に掲げる契約にあっては、それぞれ当該各号に定める金額。第201条の2第1項に規定する電子入札による普通財産の売払いを行うことができるシステム（以下「財産売払いシステム」という。）による入札の場合にあっては、予定価格）の100分の10以上の契約保証金を、現金で納付しなければならない。

- (1) ～ (3) (略)
- 2 契約保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
 - (1) ～ (4) (略)
- 3 予算執行職員は、次の各号の一に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
 - (1) 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - (2) 契約者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
 - (3) ～ (7) (略)
- 4 契約保証金は、契約者が契約条項に定める義務を履行したときに還付する。

(入札保証金)

第196条 入札に参加しようとする者は、その者が見積もる契約金額（第186条第1項各号に掲げる契約にあっては、それぞれ当該各号に定める金額。）の100分の5（財産売払いシステムによる入札の場合にあっては、予定価格の100分の10）以上の金額の入札保証金を、現金で納付しなければならない。

- 2 ～ 5 (略)

附 則
(施行期日)

(契約保証金)

第186条 契約を締結する者は、契約金額（次の各号に掲げる契約にあっては、それぞれ当該各号に定める金額。第201条の2第1項に規定する電子入札による普通財産の売払いを行うことができるシステム（以下「財産売払いシステム」という。）による入札の場合にあっては、予定価格）の100分の10以上の契約保証金を、現金(金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関をいう。次項において同じ。)が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)で納付しなければならない。

- (1) ～ (3) (略)
- 2 契約保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
 - (1) ～ (4) (略)
- 3 予算執行職員は、次の各号の一に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
 - (1) 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - (2) 契約者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定に基づき大蔵大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
 - (3) ～ (7) (略)
- 4 契約保証金は、契約者が契約条項に定める義務を履行したときに還付する。

(入札保証金)

第196条 入札に参加しようとする者は、その者が見積もる契約金額（第186条第1項各号に掲げる契約にあっては、それぞれ当該各号に定める金額。）の100分の5（財産売払いシステムによる入札の場合にあっては、予定価格の100分の10）以上の金額の入札保証金を、現金(金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第3条に規定する金融機関をいう。次項において同じ。)が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)で納付しなければならない。

- 2 ～ 5 (略)

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第161条の6の規定は、令和8年度の事業年度から適用し、令和7年度以前の事業年度については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第186条及び第196条の規定は、令和8年度の事業年度から適用する。ただし令和8年3月31日以前に金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手については、なお従前の例による。

